

はじめに

平成 28 年の刑事訴訟法改正により、刑事免責制度と、「日本版司法取引」といわれる、捜査・公判協力型協議・合意制度の 2 つが導入された。さらに、裁判員裁判対象事件等を対象として、被疑者の取調の録音録画が義務化された。かねてより、取調の適正化が求められ、そのための施策として実現した制度である。

本論文では、これらの制度のメリットやデメリットについて考察し、今後どのような制度の運用がなされるべきかを検討する。

第 1 章 被疑者についての概要

刑事手続における「被疑者」とは、公訴提起がされる以前の被告人を指し、被告人との名称以外の本質的な差異はない。したがって、逮捕がなされているかどうかは呼称を左右せず、捜査機関による捜査対象となっていれば被疑者となる。被疑者の逮捕は、検察官または司法警察員の請求により裁判官が発付する逮捕状を必要とする。逮捕ののち、留置が必要と判断されれば、裁判官に勾留の請求をする。

勾留は、先行する逮捕に引き続いて行われる未決拘禁であり、罪証隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるなどの要件が必要とされる。勾留の期間は 10 日間であり、「やむを得ない事由」があれば、最大 10 日間延長できる。

被疑者は勾留中に取調を受けることとなるが、取調受忍義務があるかにつき、実務に対する異論がある。憲法の保障する黙秘権と両立しえないこと、刑訴法は取調を目的とする身体拘束を認めていないこと、取調を義務づけると供述の強制につながり刑訴法 198 条 2 項などに反することなどが根拠として唱えられている。

被疑者弁護の充実化のため、被疑者国選弁護制度が導入されていなかった平成 2 年に、当番弁護士制度が開始された。初回の接見費用を被疑者に負担させることなく、弁護士会が負担するものである。また、勾留中の被疑者が貧困などの理由で私選弁護人を選任できない場合には、本人の請求によって弁護人を付す被疑者国選弁護制度がある。ほかにも、被疑者国選弁護制度が利用できない場合には、被疑者段階の刑事弁護活動を行う弁護士に依頼者に代わって弁護士費用を支払う制度である刑事被疑者弁護援助がある。

第 2 章 平成 28 年改正法で導入された主な制度など

平成 21 年 4 月 1 日から行われていた被疑者の取調の録音・録画が平成 28 年の刑訴法の改正により制度化された。この制度は、取調の適正化と、自白の任意性の証明手段として設けられ、捜査機関の取調などの場で行われている。対象となるのは裁判員裁判対象事件と検察官の独自捜査事件であり、機器の故障や録音録画を行うと供述に差し支えがある場合などにのみ、録音録画の義務がなくなる。その立証責任は、検察官が負う。

録音録画された記録媒体は、被告人に不利益な事実の承認を内容とする被告人の供述調書、弁解録取書の取調請求をした際に、被告人または弁護人がその承認は任意になされたも

のではないことを理由に異議を述べた場合、検察官が証拠調べ請求を行う。この記録媒体は、制度上は供述の任意性の証明手段としての利用のみ想定されているが、この記録媒体を要証事実の存否の証明のための証拠である実質証拠として利用できるかという問題について、平成 28 年 8 月 10 日の東京高裁判決は、「…記録媒体を実質証拠として一般的に用いた場合には、取調べ中の供述態度を見て信用性評価を行うことの困難性や危険性の問題を別としても、我が国の被疑者の取調べ制度やその運用の実情を前提とする限り、公判審理手続が、捜査機関の管理下において行われた長時間にわたる被疑者の取調べを、記録媒体の再生により視聴し、その適否を審査する手続と化すという懸念があり、…直接主義の原則から大きく逸脱し、捜査から独立した手続とはいいい難い審理の仕組みを、適正な公判審理手続ということには疑問がある」などとして慎重な姿勢をとり、実質証拠化を封じようとする意図をみせた。

協議・合意制度は、いわゆる「日本版司法取引」制度と呼ばれるものである。被疑者・被告人が、自らの関係する他人の犯罪立証に有意な証拠、証言の提供を約束することと引き換えに、検察官が当該被疑者・被告人について当該事件に限り公訴を提起しないなどの便宜を図ることを内容とする合意を行うことができる。同制度は、「特定犯罪」として対象となる犯罪を、大別して財政経済犯罪と薬物銃器犯罪に限定している。このような限定をした理由として、両者とも共通して組織的な背景のもとで行われることが多いこと、直接的な被害者がいないか被害が財産的なものに限られるため、国民の理解が得られやすいことなどが挙げられている。

刑事免責制度は、公判廷において証人が尋問を受ける際に、証人自らが刑事訴追を受けたり、有罪判決を受けたりする可能性のある証言を強制させ、その代償として証人の刑事事件において、強制された証言と、それに基づいて得られた証拠を不利益な証拠とすることをできなくするものである。協議合意制度と違い、制度の対象犯罪が限定されていない。かつて、平成 7 年 2 月 22 日のロッキード事件最高裁判決は、「これを採用するかどうかは、これを必要とする事情の有無、公正な刑事手続の観点からの当否、国民の法感情からみて公正感に合致するかどうかなどの事情を慎重に考慮して決定されるべきものであり、これを採用するのであれば、その対象範囲、手続要件、効果等を明文をもって規定すべきものと解される」と判示し、免責を与えた上での尋問調書の証拠能力を否定した。

第 3 章 考察

記録媒体を実質証拠として利用できるかという点については、平成 17 年 6 月 28 日の大阪高裁判決が、「供述を録画したビデオテープは、それが機械的正確性をもって記録されるものである以上、特段の事情がない限り、供述録取の正確性に疑義を生じる余地はなく、供述者の署名押印やこれに代わる措置がなくても、供述録取書に準じるものとして証拠能力を認め得る」と判示している。この点、裁判所は供述の記録媒体に関する署名押印については、記録媒体の正確性が担保されている以上、不要であるとの考えをとっていることがわかる。しかし、その確認の段階をスキップすれば、重大な局面における選択の機会が奪われ、適正手続保障が狭められる結果となるとの見解がある。

加えて、第 2 章で触れた平成 28 年東京高裁判決が「直接主義の原則から大きく逸脱し、捜査から独立した手続とはいいい難い審理の仕組みを、適正な公判審理手続ということには

疑問がある」と指摘した点は、記録媒体を長時間公判廷で再生することが、いわゆる「調書裁判」ならぬ「録音・録画裁判」につながりかねないため、慎重な姿勢を見せたものであると考えられる。

取調の適正化の手段として導入された録音録画制度のほかに重要であると考えられる制度の1つに、取調への弁護人の立会がある。アメリカ合衆国では、弁護人が取調に立会い、適切な援助と助言を与えることで、被疑者の黙秘権を実効的に保障するための保護を与えている。昭和41年の合衆国連邦最高裁ミランダ判決により確立された、身体拘束中の被疑者を取調べる前に、黙秘権があること、供述した内容は不利な証拠として使用される可能性があること、弁護人依頼権、取調での弁護人立会権があること、弁護人を依頼する資力がない場合には弁護人が公選されることを被疑者に告知しなければならないというミランダ警告である。この告知をしなかった場合、また、告知した場合であっても、権利放棄が自覚的かつ理性的に行われなければ、被疑者がした供述は排除される。取調における被疑者の黙秘権の行使は適切な防御を行うための手段であり、黙秘権を的確に行使するには弁護人の援助が不可欠である。だからこそ、弁護人の取調への立会権を取調の適正化の手段として導入するべきであると考えられる。

協議・合意制度は、被疑者・被告人自らが犯罪事実を認めることと引き換えに国家機関側が恩恵を付与することを合意する自己負罪型と、共犯者などの他人の犯罪捜査や訴追に協力することと引き換えに恩恵を付与することを合意する捜査・公判協力型に区分できるが、導入が決定された制度は後者のみである。前者はいわゆる「ごね得」を招くことから導入が見送られた。後者も、いわゆる引き込みの危険があることが指摘されているが、この問題については、弁護人の関与が効果を発揮すると考えられる。被疑者・被告人が虚偽である可能性の高い供述をさせることは、弁護の限界を超えて許されないはずであるし、被疑者・被告人の利益を守るという点から考えても、虚偽供述により処罰されないよう説得することが期待される。さらに、法人の組織ぐるみの犯罪の解明や、法人トップの不正の追求にも活用が期待されるが、制度の適正運用や内部通報者保護制度などが必要となる。

刑事免責制度は、憲法38条1項に規定される自己負罪拒否特権を失わせた上で証言を強制させることが可能な制度である。この点で、この証言強制が自己負罪免責特権を侵害しないかが問題となる。これに対しては、自己負罪免責特権は国家の刑罰権を前提とするため、訴追側が証人に対する刑罰権を放棄すれば刑罰を科されることはなくなり、証人は本来の証言義務が生じるとして問題はないとされる。今回導入された制度においては、強制された証言と、それに基づき得られた証拠を証人の刑事事件において不利益な証拠とすることができないとする使用・派生使用免責という形態をとっている。この形態は、アメリカ合衆国連邦最高裁が昭和47年5月22日に「使用・派生使用免責は、自己負罪拒否特権と同一の範囲をもち、したがって特権の主張にもかかわらず証言を強制するに十分であるとわれわれは考える」と判示し、アメリカ合衆国においては合憲とされている。さらに、証言をすると自身の生命や身体に危険が及ぶとして、強制されたとしても証言を拒否することが考えられる。そのため、法制審議会においても証人保護制度の必要性があるとされたが、民事・刑事にわたる課題が多いことを理由に、具体的な制度設計はなされなかった。

おわりに

本論文で主に取り上げた 3 つの制度のうち、特に協議・合意制度と刑事免責制度については、現時点では適用事例が少ない。さらに、いくつか判例があるとはいえ、記録媒体の実質証拠利用についても、今後運用されていく中で新たな発見があることが考えられる。その発見や今回取り上げた課題点への対応を注視し、毒にも薬にもなる 3 つの制度について、慎重に検討していく必要があるだろう。